

長野県における集落営農の課題について —3ファームを比較して—

Problems of the collective agricultural management and sustainment of the rural community in Nagano Prefecture —comparison of three farms—

横山 憲長 Norinaga Yokoyama

はじめに

集落営農は利用権設定によって農地を集積し、生産から販売まで一括して経営する組織である。1992年(平成4)の新政策「新しい食料・農業・農村政策の方向」において、経営体を個別経営体と組織経営体に分け、後者も家族集合体ではなく個人を単位とする経営体として捉えた。2002年12月に成立した「米政策改革大綱」において集落営農のうち一定の要件を満たすものについて集落型経営体として、認定農業者と同様の担い手として位置づけている。03年9月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正において、法人格をもたない任意組織としての集落営農組織のうち、経営主体としての実態を有するものを特定農業団体として位置づけられた。この団体の設立要件は、近い将来、法人化が確実視されることである⁽¹⁾。

こうした農政の結果、集落営農数は、全国では2006年に1万0,481から08年には1万3,062を数え⁽²⁾、長野県においては08年261、09年294と増加している。

日本農業はグローバル化と高齢化にさいなまれて苦しい局面に立たされており、その対策の一つが集落営農と考えられるが、諸研究成果によれば、集落営農の性格として、①ある法人経営の代表者は、「集落営農の目的は経営体として発展することではなく、存続することにある。」⁽³⁾と語っている。また、②農家13戸の集落営農では、共同で作業することの楽しさが強調されている⁽⁴⁾。③集落営農の経営形態として農作業受託方式が多いのは、私有地の保全管理労働から分離された畦畔草刈を地権者に行わせるためである。これを「過渡的賃貸借」と称している⁽⁵⁾。

これらはそれぞれ当を得た成果と思われるが、集落営農の規模と歴史(設立年)はさまざまであり、上記の指摘がどのような規模に当てはまるのかを、

長野県について検証してみようとするのが、本稿の課題である。

I 農業センサスから見た3地区の概要

集落営農の実態に入る前に、いま長野県農業が抱えている問題点のうち、農業従事者の高齢化(担い手問題)による農地の維持管理の難しさについてセンサスをみてみよう。ここでは「中間農業地域」で米作を主とする飯山市、大町市、信濃町の3地区を取り上げる⁽⁶⁾。表1によれば、3地区のうち、信濃町は、借地率県計の35.0%に対して高く(61.3%)、飯山市の借地率は低いが、全作業受託率は16.1%と高い。大町市は借地率も全作業受託率も高くないが、その代わりに、3つの部分作業受託率は県並みの水準に達している。要するに、センサスで見ると、飯山市は全作業受託型で、大町市は部分作業受託型で、信濃町は借地型で農業を維持している。

表1 経営体による稲作田の借地率と
作業受託率(2005年)

単位：%

	借地率	全作業 受託率	部分作業受託率		
			耕起・ 代かき	田植	稲刈り ・脱穀
県計	35.0	3.0	13.1	11.5	30.2
飯山市	29.8	16.1	9.3	8.9	23.9
大町市	29.6	1.6	13.3	11.9	31.0
信濃町	61.3	0.6	1.6	0.6	1.8

(出所) 2005年世界農林業センサス第1巻『長野県統計書』による。

それでは、意欲的に農業を支えていると思われる4ha以上経営規模層がどの程度の割合で存在するかを見たのが表2である。飯山市ではその割合は1%台、大町市では2%台であるのに対して信濃町、とりわけZ(大字)では7.8%に及んでいる。大規模な自立的経営者が多いほど、独自の経営にこだわ

るため、集落営農の立ち上げに際してはコンセンサスが得られにくいと考えられる。

表2 経営耕地別農家数と4ha以上層（販売農家）

単位：（％）、〔％〕

	地区	農家数	4.0ha以上
2000年	県計	90,401 (100.0)	1,165 [1.28]
2005年		74,719 (82.7)	1,351 [1.81]
2000年	飯山市	2,388 (100.0)	24 [8.98]
2005年		1,937 (81.1)	34 [1.76]
2000年	うちX	267 (100.0)	—
2005年		217 (81.3)	1 [0.46]
2000年	大町市	1,680 (100.0)	39 [2.32]
2005年		1,418 (84.4)	52 [3.66]
2000年	うちY	473 (100.0)	11 [2.32]
2005年		398 (84.1)	11 [2.76]
2000年	信濃町	858 (100.0)	30 [3.50]
2005年		661 (77.0)	33 [4.99]
2000年	うちZ	263 (100.0)	15 [5.70]
2005年		218 (82.9)	17 [7.80]

(注)〔 〕内は農家総数に対する割合。X、Y、Zは大字。
(出所)各年農林業センサス『長野県統計書』による。

次に農家の高齢化状況を、表3で見ると、県計の36.8％に対して、飯山市（うちXも）では70歳以上の割合が少なく（30.2％）、その分、50歳代（27.2％）ないしそれ以下層に依存していることになる。大町市とりわけYでは70歳以上が低め

（32.3％）で、50歳代が29.1％と高い。信濃町では50歳代が、とりわけZでは高い（30.6％）。しかし一方、70歳以上をみるとZの高齢化率が10.7％から36.9％に急上昇しているのも一つの特徴である。30％台を占める70歳以上層がリタイヤする前に彼らが集落営農の中核として支えていく必要がある。いずれにしても3地区ともに50歳代の果たす役割が大きいといえよう。

II 3地区におけるファーム（集落営農）の成立

(i) Aファーム

ファームの立ち上げは、1999年度（平成11）に東京農業大学教授を招いて、地域集落におけるTN法・合意形成の法について受講し、当該集落（36戸）に関して当面する問題点を出し合ったところから始まる。そこで出された課題として、後継者がいない、農業資材が高い、売り上げが少ない等。これらに取り組んだ結果、肥料・農薬を農協と団体交渉をして安価に買う、任意組織のCファームをつくり、米の共同出荷をおこなった。これに先立って、集落内にいる4人の認定農業者は、転作大豆の認農受託組合を立ち上げ、大豆を蒔いて作業の一環体系を作っていた。2005年から本格的に集落営農の法人化に向けた研修が行われ、翌年6月に農事組合法

表3 年齢別農業経営者数（販売農家）

単位：人、（％）

	地区	男女計	男子計	50～59歳	60～69歳	70歳以上
2000年	県計	90,401 (100.0)	83,311 (100.0)	19,513 (23.4)	25,964 (31.2)	25,242 (30.3)
2005年		74,719 (82.6)	70,814 (100.0)	16,347 (23.1)	20,290 (28.7)	26,083 (36.8)
2000年	飯山市	2,388 (100.0)	2,137 (100.0)	506 (23.7)	657 (30.7)	581 (27.2)
2005年		1,937 (81.1)	1,825 (100.0)	473 (25.9)	512 (28.1)	568 (31.1)
2000年	うちX	267 (100.0)	239 (100.0)	55 (23.0)	75 (31.4)	61 (25.5)
2005年		217 (84.4)	202 (100.0)	55 (27.2)	56 (27.7)	61 (30.2)
2000年	大町市	1,680 (100.0)	1,521 (100.0)	427 (28.1)	468 (30.8)	405 (26.6)
2005年		1,418 (84.4)	1,304 (100.0)	334 (25.6)	379 (29.1)	466 (35.7)
2000年	うちY	473 (100.0)	441 (100.0)	140 (31.7)	126 (28.6)	102 (23.1)
2005年		398 (77.0)	368 (100.0)	107 (29.1)	108 (29.3)	119 (32.3)
2000年	信濃町	858 (100.0)	788 (100.0)	192 (24.4)	241 (30.6)	229 (29.1)
2005年		661 (77.0)	622 (100.0)	185 (29.7)	166 (26.7)	215 (34.6)
2000年	うちZ	263 (100.0)	238 (100.0)	65 (27.3)	77 (32.4)	47 (19.7)
2005年		218 (82.9)	206 (100.0)	63 (30.6)	49 (23.8)	76 (36.9)

(注)農業経営者とは、男女を問わず、その世帯の農業経営に責任を持つものをいう。

(出所)各年農林業センサス第1巻『長野県統計書』による。

人が設立され、同7月に特定農業法人に認定された。
 当該集落（非農家も含めて）37戸のうち10aでも水田のあるもの28戸が構成員になっている。仲間だけでつくる農事組合法人とは違い、全農家を巻き

込んだ集落営農となっている。その年齢構成は表4のように分布しており、60代前半が多いものの10年後には担い手として危機的様相を示すと予想されることからファームの結成は不可欠であった。

表4 Aファームの年齢構成

単位：人、（％）

～49歳	50～55	56～60	61～65	66～70	71～75	76～	合計
1 (3.7)	5 (18.5)	4 (14.8)	7 (25.9)	2 (7.4)	3 (11.1)	5 (18.5)	27 (100.0)

（注）28人中1人不詳。

設立の動機としてもう1つあげられる。この集落の専業農家は、法人設立者の4人を含めて計7人である。それぞれ4ha以上の認定農業者であったから、法人を設立しなくても国の政策にのることはできたが、零細農家からすれば、同じ農業をしていながら米価の下落に際しては補填がなく、収入に差がでることに違和感があるだろう。いろいろな行事をするにしても摩擦・しこりが出るかもしれない。そこで4人が農地を提供しあって集落営農をはじめた。

その面積は、組合長7ha（57歳）、副組合長5ha（65歳）、そのほか4ha（59歳）と6ha（66歳）、都合22haで集落内36haの6割になる。大規模農家層の割合が高い、この地域において、4ha以上層が将来を見すえ、率先してファームを立ち上げたことは評価されてよい。

つぎにその経営の実態についてみよう。

当集落の水田は、地権者が農地保有合理化法人としての農協にいったん貸してそこからファームが借りるという形をとっている⁽⁷⁾。これは、農家からすれば法人をつくってもその将来性が万全とはいえないため、農家に安心を与える手だてである。

各構成員（農家）がトラクターから田植機、コンバイン、乾燥機にいたるまで所有している（表5）ので、それらの機械を売却してファーム専用の新農機具を調達する（行政）指導もあるが、稼働できるうちは駆使して、その代わりこわれても個人的に更新させず、将来、ファームで一本化していく方針である。それまでは構成員全員がオペレーターである。

表5 集落農家（構成員）所有機械の性能と台数

トラクター	馬力×台数、50×2、33×4、25×3、22×6、19、16、不明×2
田植機	6条、5条、4条×11
コンバイン	5条×2、4条×2、3条×4、2条×5
乾燥機	45石、34石、30石、28石×5、21石、18石、7石
籾摺り機	5インチ、ほかに不明3台、
防除機	4台

（注）27農家中。

各構成員が従来から耕作してきた農地はファームの土地（賃借地）であるが、農作業は彼らに任せている。しかし、2008年から70a農家（構成員）と1.1ha農家（構成員）の2戸が耕作不能になったので、他の構成員が共同で維持管理している。

最後に、当集落営農の意義としてファーム代表はつぎのように語っている。①もろこしの共同作業（播種・定植）が喜ばれている。仕事の楽しさがわかってくれればいい。もうけるための法人ではない。②後々農地が荒れることなく継続していく。農地が荒れると集落自体も崩壊する。③将来、ファームの田を一まとめにできればいい。

(ii) Bファーム

1975年（昭和50）前後に20戸で圃場整備を実施したあと、水稲耕作組合協議会を立ち上げ、耕起・代掻き・稲刈り作業に限り、7haぐらい請け負っていた。ところがしだいに荒廃田が目につくようになった。

1998年(平成10)4月に市主催の今後の農業のあり方について、推進委員会が開かれたが、そこで動いたのは、農協を中心にまとまっていた当地区だけであった。その結果、3~4年間各地を視察して2002年(平成14)に営農組合(水稻中心の任意団体)を設置し、地区280戸中250戸がファーム組合員となった。2005年に特定農業団体となり、2007年12月に農事組合法人(224戸)に、08年8月に特定農業法人になった⁽⁸⁾。

このファームの水田は三種類の作業方式によって維持されている。1つは「共同計算」(プール計算)に基づく作付水田であり、2つは全面委託水田、3つは基幹作業のみの受託水田である。

1. 機械のできる作業はファームのオペレーターがおこない、その他の水管理から除草作業(3回実施の義務)をこなす構成員農家は共同計算(プール計算)で利益を配当する。しかし昨今、収量に影響する水の管理はおざなりになりつつあり、このような利用権設定、賃貸借は過渡的形態として問題を内蔵しているといえよう。

2. 全面受託(水田16ha)の農家には10a当たり1万2,000円の地代しか払わない。ただし、08年から水利費も払うようにした。オペレーターには時給1,800円が支払われる。畦畔の草刈は各委託者側で行うが、水管理はファームで担当する。具体的には8つある支部の支部長が管理し、10a当たり3,000円が支払われる。このように中間管理労働の担当者が分離しつつあるところに特徴がある。

3. 作業ごとに10a当たり受託料金(耕起6,000円、田植4,000円等)が決まっていて徴収する。この部分作業受託は、自分でおこなう草刈と水管理も難しいところに差しかかっている。

このほかにファームに出資していながら自分で一貫して作業をする者がいる。これは、将来、自身で耕作できなくなった時のための、安心を求めたものである。彼らが自分の所有するトラクター(20~26馬力程度のもの)を使って作業をした場合、ファームの料金表より1,000円を差し引いて支給する。ただし、将来、トラクターを更新するのは構わないが、その新トラクターで作業をした場合には作業料金は出さないことになっている。

ファームにおける常勤オペレーター(オペ)2名は50歳代で、花・アスパラ・きのこを栽培している。そのほか、春秋のトラクター・コンバインのオペ6名は、30代3名、40代2名、50代1名であり、田植機のオペは30代1人、50代1人、60代1人に見られるように、今後とも要員は確保できそうである。

(iii) Cファーム

1990年(平成2)に圃場整備事業(地権者95名)が終了するとともに、5つの集団転作組合(大河川の東側地区)が作られ、ブロックローテーションにより秋そばの栽培が行われてきたが、1998年に集団組合として一本化された。この時からラジヘリ(ラジコンヘリコプター)による穂肥散布、大型汎用コンバイン導入による秋そば収穫がはじまった。大型機の所有と稼働は、機械作業組合と機械利用組合が担当していた。この2組合と集団組合は2003年(平成15)に統合され、2001年から活動していた地域農業振興会(幼児を対象とした芋ほり・とうもろこし採り、そば祭り等、農業コミュニティ事業を担当)に編入された。同振興会は農用地利用改善団体として農地の集約等も担った。

一方、県から県内のモデルとして特定農業法人を立ち上げてはどうかという要請があり、各方面の指導を仰いだ結果、2004年(平成16)にCファームが設立された。同年中に認定農業者に、さらに特定農業法人として認定され、役員4人、社員2人(47歳と2009年度から採用の18歳)、資本金は300万円(75万円×4人)の有限会社である。現役員代表⁽⁹⁾は集団組合長、地域農業振興会長を歴任している。

かつて2002年(平成14)に当地区の農家106戸を対象に市農林水産課とタイアップして将来の予測調査(アンケート)をした結果は次のようであった⁽¹⁰⁾。

1. 専兼別農家割合では第2種兼業農家が80%を占めている。兼業農家(100%)の中には不安定兼業農家17%、自営農家30%も含まれている。

以前は地元で東洋紡(平成11年撤退)や昭和電工(アルミニウム生産の中止)の大労働市場があり、通勤時間が短いため兼業労働も容易であっ

たが、それらの工場が撤退（縮小）した今、遠方に通勤せざるを得ず、農業労働は必然的に大幅に削減された。

2. 農業従事者にしめる65歳以上の割合は、49%であった。
3. 現在、農業経営を継続したい農家は78%であるが、5年後、10年後の農業継続予測を問うと、それぞれ61%、40%に減少している。10年後も農業を継続したい農家が半数に満たないとすれば地域農業にとって危機的状況である。

農用地の利用集積についても、認定農業者である担い手に集積してはいるものの、彼らにとって耕作面積は飽和状態にきており、かつその担い手自身の多くが高齢化してきている。農地の貸し手はいるが、借り手がなくなってきている状況が出てきており、新たな担い手育成や農地の遊休荒廃地化対策が必要である。

特定農業法人として認定されて以後、農地の賃貸（流動化）面積は年々増大しており、借地は2004年44haからはじまり2009年には131ha（表6）、戸数にして148戸に及んでいる。農地の集積については一切勧誘していないにもかかわらず、予定以上に農地が集まる。これは、個人に貸し付けたとき、そこでのトラブルを考えた場合、法人の方が安心だからという理由のようである。

このほかに各種の作業受託に取り組んでいるが、ちなみに稲刈りは15ha（04年）から18ha（06年）に増大した後、08年には14haに減っている。各作業とも06年ないし07年が受託面積のピークになっているのは、農家が全面委託・受託するよりもファームの「借地」にしたほうが経済的に有利になるからで、借地に移行した結果である。

しかし同時に次のような問題に直面するようになった。

- ① 飛び地が増え、作業効率が悪くなる。
- ② 小さい水田や荒廃田も多い。
- ③ 現在、860枚の水田を維持しているが、水管理が容易でない。その管理は1人で一日50枚が限度である。（用水堰に水がきていないときは夜中に役員がかけに行く。）
- ④ 土地柄、傾斜地が多いため畦畔の面積が広く、その草刈の労力・人件費が増大する。（住宅地近辺の住人からは機器エンジン音にたいする苦情が寄せられる。）
- ⑤ 施設・機器が飽和状態で、新規購入に迫られる。（長期計画の見直しが必要とされる。）

表6 作業概要

単位：ha

年 度		2004	2005	2006	2007	2008	2009
借 地	総面積	43.7	62.2	85.6	103.4	122.3	130.6
	水 稲	35.4	53.7	60.3	79.5	82.2	88.7
	秋 そ ば	6.2	6.1	22.6	9.4	10.5	21.1
	大 豆	—	—	—	13.1	8.4	8.0
	小 麦	—	—	—	—	19.4	11.8
	そ の 他	2.0	2.4	2.6	1.2	1.7	0.8
作 業 受 託	育 苗（箱）	1,669	2,500	2,626	2,878	1,846	3,179
	耕 起	1.2	0.9	4.6	1.1	0.9	0.5
	代 掻 き	1.1	1.1	2.4	1.5	0.8	0.6
	田 植 え	3.4	2.9	4.4	7.4	3.6	5.3
	畦 塗 り（km）	5.4	5.4	6.3	5.6	3.5	4.2
	稲 刈 り	15.0	16.9	18.4	15.2	14.2	？
	乾燥・調整（俵）	3,786	4,055	3,413	3,442	3,038	？

（出所）Cファーム資料による。

Ⅲ 3 ファームの財務諸表

3 ファームの経理内容を、売上高を100とした損益計算書で対比すると次のような特徴がみられる(表7)。

(i) A ファーム

同ファームの売上高は、稲作売上高、大豆売上高、その他(もろこし、農協から依頼された水稲の苗作り3,500枚ほど)売上高のほかに(そば・大豆の)作業受託収入からなっている。収穫された米はファームから農協に販売され、最終的に作業に応じて構成員に支払われる。

売上高のもととなる農地の利用状況は、水田36haのうち24haで水稲を作り、7haが転作大豆、1haのとうもろこし、40aのそば、残り4haほどは家庭菜園等である。なお、24haのうち16haは特別栽培米である。農薬成分を慣行栽培の50%減(6成分)で生産されている特別栽培米はコシヒカリで60g当たり1万5,000円(2008年)、あきたこまちで1万4,000円、これにたいして慣行栽培米・一般米ではコシヒカリ1万2,000円、あきたこまち1万1,000円であった。10a当たり収量は、慣行栽培で9.5~10俵、特別栽培米は8~9俵である。

売上原価のなかで大きいのは賃借料(29.8%)であるが、これは各構成員が自分で所有する機械を

表 7-1 A ファーム損益計算書
主な科目

単位：%	
売上高	100.0
稲作売上高	70.0
大豆売上高	3.2
その他売上高	17.7
価格補填収入	1.7
作業受託収入	7.3
売上原価	76.9
種苗費	3.6
肥料費	14.7
農薬費	8.8
修繕費	4.5
リース料	4.2
賃借料	29.8
支払い地代	3.1
水利費	0.3
減価償却費	3.3
売上総利益	23.1
販売費一般管理費	4.7
営業利益	18.4
営業外収益	36.0
作付助成収入	31.8
奨励金	0.8
営業外費用	-
経常利益	54.4
特別利益	5.9
経営安定補填収入	5.9
特別損失	-
税引前当期利益	60.3
当期利益	58.6

(注) 税引前当期利益
= 経常利益 + (特別利益 - 特別損失)
2009年3月31日現在。

表 7-2 B ファーム損益計算書
主な科目

単位：%	
売上高	100.0
売上原価	49.6
肥料費	6.8
農薬費	5.9
労務費	2.3
作業委託費	17.2
リース料	2.4
支払地代・水利費	1.9
減価償却費	5.0
販売費一般管理費	14.8
給料手当	7.7
役員報酬	0.4
管理費	3.6
営業利益	36.0
営業外収益	3.3
奨励金	1.5
雑収入	1.6
経常利益	39.1
特別収益	22.0
交付金収入	20.6
特別損失	57.7
農業経営基盤強化準備金繰入	15.0
従事分量配当金	35.7
税引前当期利益	3.4
当期利益	2.5

(注) 2008年12月31日現在。

表 7-3 C ファーム損益計算書
主な科目

単位：%	
売上高	100.0
米	75.7
そば	7.2
その他	17.2
売上原価	104.1
肥料費	4.3
農薬衛生費	7.3
製品製造原価	89.0
賃金給料	2.8
雑給	12.2
役員報酬	14.4
減価償却費	19.3
賃借料(地代)	10.3
修繕費	3.7
動力光熱費	3.6
農具費	2.1
車両費	2.0
売上総損失金額	△4.1
販売費一般管理費	10.2
営業損失金額	△14.3
営業外収益	23.2
補填金	20.1
営業外費用	2.0
経常利益金	6.9
特別利益	19.6
前期修正益	14.3
経営安定補填収入	5.3
特別損失	1.9
農用利用集積準備金	1.9
税引前当期純利益金	7.3
当期純利益金	7.3

(注) 2009年3月31日現在。

稼働した場合、ファームが賃借するという形をとっている、機械の賃借料である。

各構成員の所有地に対する自家作業については、作業料が支払われる。水田に関してトラクターの馬力ごとに減価償却費、燃料費、オペ労賃を加算して支給されるものである。各自、作業日報はつけているが、オペによって作業能率が違うので平均して30a（水田1枚）につきいくらという概算で支払っている。

地代（3.1%）は、原則として構成員には支払っていないが、ファームを作る前から集落内で賃借があった農地および他集落農地については農業委員会の定めた10a当たり8,000円（最高額）を（5戸に、）農協経由で払っている。

減価償却費3.3%は、ファームの所有する大豆・そば刈取り機、播種機、ハウスにたいするものである。リース料4.2%は農協所有の機械にたいするものである。

販売費一般管理費は荷造り運賃2.7%がある程度で、人件費がまったくないため低率である。

営業利益18.4%に営業外収益が加わって経常利益54.4%、最終的な当期利益は58.6%に及んでおり、このうち大部分が「仮払従事分量配当」（貸借対照表によれば、売上高にたいして46.5%）として構成員に配分される。特別損失金（農業経営基盤強化準備金）を計上しない点もあるが、売上高の80%相当（賃借料+仮払従事分量配当）が構成員に配分されることになり、国の作付助成金（31.8%）の意味するところは大きい⁽¹¹⁾。

(ii) Bファーム

売上高の内容は次のようである。現在のファーム加入水田面積は87ha、うち共同計算分70ha⁽¹²⁾、全面受託分17haで、作業受託⁽¹³⁾も少しずつ増えている。その他の栽培品目として、転作田・遊休地にそば（4ha）などがある。

栽培品種は90%以上コシヒカリ（65ha）で、酒米2.5ha、そのほかもち米0.8ha、こしいぶき⁽¹⁴⁾1.3haである。有機栽培はいまのところやっておらず、慣行農法に徹している。米の10a当たり収量は8.5俵までいくかどうかである。米は農協へ出荷する⁽¹⁵⁾が、その引き取り価格は07年（平成

19）に1万2,600円と良質加算米（1,700円）で1万4,300円、08年は1万2,000円であった。ちなみに09年度の売上高（予想）によれば、米販売91.9%、育苗2.2%、トラクター作業2.2%、コンバイン作業3.7%となっている。

売上原価で大きい作業委託費（17.2%）はラジヘリ、カントリー・精米等の支払いである⁽¹⁶⁾。

Bファームの交付金収入は特別収益に組み入れられているので経常利益39.1%と特別収益22.0%を加えると61%となり、Aファームの経常利益（作付助成収入を含む）54.4%を上回っている。Bファームはそのなかから農業経営基盤強化準備金繰入（費用）15.0%を控除して、残り35.7%を従事分量配当金として構成員に配分している。

いま、作付規模別米生産費⁽¹⁷⁾（10a当たり）の農水省データから0.5～1.0ha層の粗収益と物財費を摘出すると、それぞれ11万2,000円、9万3,173円であり、その差1万8,827円（家族労働報酬・支払子・地代含む。）を粗収益で除すと、18.8%にしかない。米作でさえ物財費控除後の収入がその程度であるとすれば、集落営農（交付金・助成金）の意義は大きいといえよう。ただし、いまのところ大型機械導入の成果がどのように表れているかは明らかにしえない。

(iii) Cファーム

売上高の内訳は、米75.7%、そば7.2%、その他受託収入等17.2%であり、栽培面積としては、水稲作131haのほかに、転作田は21ha秋そば、8ha大豆、11.8ha小麦となっている。米の銘柄は、あきたこまち32ha、ひとめぼれ21ha、コシヒカリ10ha、酒米白樺錦8.8ha、美山錦3ha、おらがもち3ha、とどろきわせ（酒のかけまい）2haである。有機・減農薬栽培は、以前は5haの広さであったが、手間がかかるし、安い米から先に売れる時代になったので、現在は1ha（あきたこまち、ひとめぼれ）に縮小した。10a当たり収量は慣行栽培で660～770kg、11俵をめざしている。11俵とらないともうからないという。

出荷先としては、農協70%、近隣の業者（農協以外）30%で、前者の引き取り価格は1万2,000円前後であるのにたいして後者は1,000円から

1,500円高であるので、今後は後者を増やし、半々にもっていきたいとしている。

売上原価が売上高を上回っており、△4.1%の赤字を生んでいるのが当ファームの特徴である。減価償却費19.3%、雑給12.2%、役員（4人）報酬14.4%、賃借料10.3%が目立つ科目である。

減価償却費の実態は、まず有形固定資産（工場・事務所敷地を含む）として1億5,500万円を有し、そのうち建物4,900万円、機械装置5,800万円に関するものである。1haの敷地に、ライスセンター、集塵施設、粃殻保管施設、米倉庫、コイン精米所、りんごジュース加工場等が所狭しと設置されており、かつ、その車庫には表8のような機械が常備されている。農地を拡大していくと、今の機械では間に合わなくなるので新しいものを導入するにつれて経営を圧迫することになる。当ファームでは利用権設定は6年までのものを引き受けており、09年は書き換えの年に当たるので、地区外の農地は返上したいと責任者はもらしている。

表8 所有機械の種類と台数

トラクター	110馬力、90、60×3台、50×3台、28
田植機	8条3台、5条1台、4条1台
ラジヘリ	2機
コンバイン	水稲用6条刈り2台、4条刈り1台
乾燥機	6インチ2機
汎用コンバイン	秋そば・大豆・小麦用98、95、80各1台
その他	2tダンプ2台、タイヤドーザー、バックホーン、リフト2台、クローラダンプ、ロールベラー、ブームスプレヤー、牽引トレーラー4台、スチームクリーナー、穀物冷蔵庫2台など

次に雑給である。農地が増えるにつれて、当地域は傾斜地であるため畦畔面積が広く、草刈がたいへんになる⁽¹⁸⁾。4月から8月までハローワークを通じて外国人労働者も含めた臨時雇用（時給780円）をいれ、年間延べ3,230人日（2008年度）ほどに達する。また水見（水管理）についてもアルバイトを使っているが、1人がいくらががんばっても1日にこなせる面積は少ない。この雑給増大が経営圧迫の要因とされている。

役員報酬がきわめて安いファームもあるが、役員は大企業や農協を中途退職して専従となった、当ファームの設立いきさつからきている。賃借料は借地面積に応じた地代である。市内の場所別の標準小作料に依拠して、圃場整備の行われたところは10a当たり8,300円、未整備田地域では6,200円となっている⁽¹⁹⁾。当ファームで構成員の所得となるのはこの部分のみである。

売上総損失金額（△4.1%）に、租税公課（消費税・固定資産税等、売上高に対して7.2%に相当）を含む「販売費及び一般管理費」が加算されて△14.3%となり、それに営業外収益の補填金があってようやく収支があっている。経営安定補填収入と農用利用集積準備金は、固定負債の引当金（貸借対照表）に繰り入れられ、土地・機械の購入準備資金（5年以内）となるものである。いずれにしても当ファームはきびしい操業を強いられており、それは固定負債（長期借入金）1億円の存在に表れている⁽²⁰⁾。

おわりに

(1)

Aファームは2006年設立で、集落参加構成員は1集落28戸（36ha）とまとまっている点、とりわけ複数の認定農業者が率先して努力したのであるが、その動機は集落構成員の共同体意識、生活、文化の維持・発揚であった。現在は各構成員の所有する農業機械を使って集落営農を行いつつ、とうもろこしの共同作業を通じて、仕事の楽しさがわかってくれればいい、もうけるための法人ではない、将来、ファームを一まとめにできればいいと、ファーム代表は願望を述べている。構成員が少人数でまだ立ち上がり間もない集落営農の実態をよく表しているといえよう。

Bファームの起源は2002年の営農組合で、07年に224戸の農事組合法人が成立した。耕作形態は「共同計算」を主軸（69ha）としつつ、全面受託（16ha）と基幹作業の受託がある。ところが、共同計算では水の管理が一部でなおざりにされつつあり、水管理は収量に影響する重要な作業であるが、怠慢があっても自分の所得配分には直接かわらないと

いう気持ちが出てきたせいであろう。そのためか、全面受託では管理作業のうち草刈は委託者負担とし水管理はファームが請け負うことにしている。

Cファームは、2004年に設立され、起源は1998年集団組合に始まる特定農業法人である。ファームの「借地」が次第に増大していく中で2006、07年以後全面受託が借地に切り替えられ、現在、借地は131haに及んでいる。3ファームの中で最も大規模である。しかし、土地が集積されればされるほど、飛び地（分散錯圃）、荒廃田がふえるにつれて、水管理と畦畔草刈が増える。機械の大型化を迫られる。ファームの事態は深刻で、今年いっぱい賃借期限のくる地区外水田を地権者に返却したいとするところまで来ている。

(2)

Aファームでは、水稲24haのうち16haは特別栽培米をつくっており、慣行栽培米以上の値段で農協へ出荷している。これに大豆、もろこし、そばを加えた売上金から経費（賃借料という機械使用料＝構成員に支給、も含む。）を控除した残額（売上高の80%ほど）が構成員に分配される。その背後において政府の助成金の果たす役割は大きい。

Bファームでは経常利益から農業経営基盤強化準備金繰入（費用）15%が控除されたのち、売上高にたいして35%相当が「従事分量配当金」として構成員に配分されている。Aファームとくらべて準備金繰入がある分だけ、従事分量配当金は少なくなるが、それでも、米生産費（農水省）の（粗収益－物財費）/粗収益×100＝18.8%と比べるとかなり良好な結果となっている。

Cファームでは特別栽培米は手間がかかり、安い米から売れる時代なので極力減らしながら、販売先は農協中心（70%）からより高く購入してくれる近隣業者に比重を移そうとしている。都市部ほど有機栽培・低農薬に関する住民意識は高いと思われるので、特別栽培米を（大）都市部で売るといったルートを開発すべきであろう。

このファームの特徴は売上原価が売上高を上回っており、設立時から赤字経営となっている。費用として減価償却費、雑給、役員報酬、賃借料（地代）がそれぞれ一〇幾%を占め、その合計が大きな構成

部分となっているところに原因がある。減価償却費は水稲131haを維持していくための機械・装置の規模に負うところが大きい。面積が増大するにつれて高性能の機械を導入せざるを得ない側面と、その稼働率の不十分さに経営はさいなまれる。雑給は傾斜地で法が大きい畦畔の草刈と水管理に投ずる雇用労働の大きさを表している。Bファームでは2つの管理労働の方法に分断（水管理のファーム負担）が生じていたが、さらに規模の拡大したCファームにおける2管理労働のファーム引き受けは経営にとって大きなネックとなっている。賃借期限のきた地区外農地を返還したいとするファーム代表発言の論拠がここにある。

経済のグローバル化と担い手の高齢化が進み、かつこの10年間に米生産費以上に米生産者価格が下落²¹⁾している日本農業において、農業所得支持とともに新しい担い手の育成は不可欠といえるが、Cファームのように規模が大きくなると、構成員の共同体意識は次第に希薄となり、管理労働を各農家に任せるわけにはいかない。その結果が赤字経営となっている。これを防ぐためには生産物の高付加価値化（有機栽培など）、販売方法の工夫・改善とともに、一定規模（以内）が目安とされるといえよう。規模の経済性が貫徹するためには、錯圃状況（水田の管理労働の負担増加）が克服されねばならない²²⁾。

ところで、新政権が誕生して農業政策はガラリと変わろうとしている。自給農家を除く10a以上農産物販売農家を対象とする総農家戸別補償政策は、いままでの担い手対策に對置されるものである。高齢化等により耕作できない農家の農地をどのように維持していくのか、こうした構造政策が見えないところに危惧を抱かざるを得ない²³⁾。担い手の脆弱化に對処しなければ農産物自給率の向上もままならないといえよう。

注

(1) 全国農業会議所編『集落営農マニュアル』（第2版）2008年6月、2頁。田代洋一『集落営農と農業生産法人』筑波書房、2006年8月、17頁。

(2) 農水省『ポケット農林水産統計 2008』農林統計協会、131頁。

北陸、東海、近畿では農家以外の農業事業者も大規模

経営として展開し、また山陰、山陽、四国では農業事業体が急速に展開してきているのに対して、北関東では農業事業体の「増加借地面積に対する寄与率」は低い。(細山隆夫「農地利用の変化と担い手の実態」小田切徳美『日本の農業—2005年農業センサス分析—』農林統計協会、2008年8月、131～3頁。)

一方、農業構造再編があまり進んでいない(2007年産米+4麦+大豆のカバー率)長野県であるが、集落営農のシェア(作付計画面積に占める集落営農割合)が高い。(谷口信和「食料自給率向上を支えた農業の多様な担い手像—現実と可能性—」梶井功編『食料自給率向上へ!』日本農業年報55、農林統計協会、2009年1月、102頁)

(3) 安藤光義「総兼業地帯における集落営農の現状と展開方向」『農業と経済』71巻5号、昭和堂、2005年5月、54頁。

この先行研究をさらに深めて、地域の実情に合わせて多様な類型を提示しているものに、小林元・田中秀樹「集落農場型農業生産法人の展開—中国中山間地域広島」梶井功編『農業構造改革の現段階』日本農業年報53、農林統計協会、2007年3月、163頁以下)がある。

(4) 田代洋一『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年8月、217頁。

(5) 田代『同書』310頁。

(6) 関東農政局長野農政事務所編『データ81』長野農林統計協会発行、2007年。126、150、160頁。

(7) 他の集落では改善団体まで組織化がすすむが、その先は頓挫している。中堅の担い手がない、年寄りがかんばっている(慎重、消極的)、米を農協へ出荷しないで業者へ出しているなどで農家間の理解が得られない。これに対して、当集落では各農家の米を農協に出荷していたことがよかった。(ファーム代表の話)

(8) ファーム組合長(代表理事)は90a耕作の62歳で、農協の理事を経て市会議員を務めており、その下に4名の理事がいる。

(9) 現在60歳、ファーム設立までは大手企業勤務、1.5ha経営。初代代表は農協勤務、1.5ha経営、現在70歳。

(10) Cファーム資料による。

(11) ファーム代表は「水田に関しては構成員の所得は個人経営の場合と同じであるからプラスにはならないはず。」と言っている。

(12) 直播水田面積33ha、移植水田面積37haである。

(13) トラクター春作業(耕起、代掻き)13.5ha、コンバイン(稲刈り)7ha、水稻苗1915箱。これが全面受託になってくれば利益が多くなる。

(14) 水田のアスパラ作を水稻に戻すときはこしいぶき。

(15) 生産された米からまず自家保有米を差し引く。農協へ出荷する価格と同じ金額で農家に引き取ってもらう。引き取る保有米の限度はないが反別に基づく限度はもうけている。

(16) 営農組合設立前に購入した機械は帳簿には載ってこな

いので、売上原価の減価償却費5.0%は低めに抑えられている。支払い地代・水利費は農家の全面委託分についてのみ支払うのであって、共同計算分については除外されている。

(17) 農林水産省『ポケット農林水産統計2008年』農林統計協会、214頁。

(18) 2008年6月27日の、市と地元の複数ファームとの行政懇談会の席でも、農地が増えるにつれて畦畔の草刈の困難さ、経営の圧迫についての意見が出され、「農業推進支援センターでは、他の特定農業法人の立ち上げに、どう取り組んでいるのか」という質問が提起された。

(19) 2007年2月に告示された金額である。その告示によれば、市内で標準小作料最高額の地区では整備済み田1万4,300円、未整備田1万1,500円となっている(県農業政策課編『長野県の標準小作料』2008年4月)。この地区格差は10a当たり収量や地価格差では説明がつかない。いずれにしろCファーム経営方式を小作料最高額地域に適用すれば、いっそう困難をきたすと思われる。

(20) 経営の緊縮化もはかられている。①役員の一人に機械屋がいて機械の修理は自前で行っている。②トラクターの車庫は有線(電話)の電柱を払い下げてもらって組み立てて屋根だけ葺いた。③農薬、肥料の購入に際しては、各業者から見積もりをとって注文している。

(21) 1998年～2007年において、生産費の低下18%にたいして生産者価格の下落25%。(服部信司「コメをめぐる現状とコメ政策の課題」『農村と都市をむすぶ』695号、2009年9月、18頁。)

(22) 広島県の2ファームの研究成果を、①オペレーターのみの農作業に依存し、その他の組合員=地権者が畦畔管理作業を担当する「垂直的な結合関係」(ファームUCHI)と②オペレーターと管理作業者集団が多様な形で労働参加する「水平的な結合関係」(重兼農場)に類型されている。2類型ともに畦畔管理作業等を組合員(構成員)が担当しているが、この作業を本稿のCファームでは臨時雇用に依存している点に大きな差異があり、経営の厳しさを醸成している。(小林元「集落型農業生産法人の組織的性格と課題」農政調査委員会編『日本の農業』240号、2007年10月、52頁。)

1995年農業センサスを分析し、北陸・中国に多い「集落ぐるみ型」と「数戸協業型」に分類した成果がある。しかし、これも「管理作業は所有者が行っている」ようである。(金子いづみ「集落ぐるみ型法人の地域類型とその論理」日本農業経済学会編『2002年度日本農業経済学会論文集』農業経済研究別冊、101～104頁。)

(23) 佐伯尚美『米政策の終焉』農林統計出版、2009年4月。同「挫折した米政策改革とその問題点」梶井功編『農村と都市を結ぶ』695号、2009年9月号。